別表１　本入札手続きに係る期間等

申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律第１条に規定する行政機関の休日）を除く、午前９時から午後６時（電子入札の場合）。又は、午前９時15分から午後６時（紙入札の場合（上記４⑴の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに次のとおりとする。

①　入札説明書の交付期間　公告の日から令和４年１月12日午後３時まで

②　一次審査の申請書等の提出期限　令和３年９月３日正午まで

②’二次審査の申請書等の提出期限　令和３年10月25日正午まで

③　入札の締切　令和４年１月12日午後３時まで

④　開札日時　令和４年１月19日午前10時00分

⑤　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間　競争参加資格確認通知の翌日から入札締切の日まで（利付国債の提供の場合は、令和３年12月20日まで）

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和３年８月６日

国立大学法人千葉大学

契約担当役　事務局長　手島　英雄

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　12

○第１号

１　工事概要等

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　千葉大学（亥鼻）災害治療学研究所新営その他工事

⑶　工事場所　千葉県千葉市中央区亥鼻１－８－１　千葉大学亥鼻団地構内

⑷　工事概要　医学系の研究等を行う実験研究棟、鉄骨造、地上７階建、建築面積775.00㎡、延べ面積4,253.40㎡、敷地面積257,531.30㎡。なお、関連する電気及び機械設備工事は別途発注される予定である。

⑸　工期　令和４年３月31日（木）まで［全体工期約５ヶ月］

⑹　使用する主要な資機材

・コンクリート　約1,600㎥

・鉄骨　約860ｔ

・鉄筋　約180ｔ

・板ガラス　約470㎡

⑺　本工事は、工事の施工について「ワーク・ライフ・バランス等の推進」並びに「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」（以下、「技術提案書等」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）を実施する工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑻　この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

２　競争参加資格　次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）または次に掲げる条件を全て満たしている２又は３社により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに、契約担当役から本工事に係る共同企業体としての競争参加資格の認定を受けていること。

⑴　国立大学法人千葉大学契約事務取扱細則５条及び第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　文部科学省又は国立大学法人千葉大学において建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が単体又は共同企業体での参加の場合の構成員の代表者は1,200点以上（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、900点以上）であること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　単体又は共同企業体の代表者は、平成18年度以降に元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

・地上６階以上、延べ面積3,300㎡以上の鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の校舎、研究施設又は病院の新営工事

⑸　施工計画書の技術的所見が適正であること。

⑹　共同企業体の構成員は、建築業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。

⑺　共同企業体の構成員は、２又は３社とする。

⑻　共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

⑼　共同企業体の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とする。

⑽　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者であること。

②　平成18年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記⑷に掲げる工事の施工の経験を有するものであること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

④　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑾　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、千葉大学から「国立大学法人千葉大学発注工事契約に係る取引停止等の取扱要領」及び文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑿　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。

⒀　入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。（基準に該当するもののすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争加入者心得第15条第２項の規定に抵触するものでないことに留意すること。

①　資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

⑺　親会社と子会社の関係にある場合

⑻　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②　人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、⑺については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

⑺　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

⑻　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③　その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

⒁　共同企業体として申請した場合は、その構成員が単体として重複申請することは認めない。

⒂　警察当局から、暴力団が実質的に経営的支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。